

平成27年 第1回稲城市議会定例会での一般質問と答弁

○ 17番（大久保もりひさ君） 大項目9問、通告の順に従いまして一般質問をいたします。

項目番号1、介護保険の認定調査を正確に実施するための取り組みについて伺います。利用者がみずからサービスの種類や事業者を選んで、介護サービスのケアプランをつくって、医療・福祉のサービスを総合的に利用する介護保険制度においては、利用者に対する正確な認定調査が不可欠であります。

(1)、介護保険の認定調査にばらつきが生じているのではないかと懸念がありますが、本市の認識について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 介護保険の要介護認定につきましては、被保険者の申請を受け、認定調査員による訪問調査結果と主治医意見書に基づくコンピューターによる一次判定結果や、主治医意見書に基づく保健・医療・福祉の専門家による介護認定審査会による二次判定を経て決定する仕組みとなっております。一定のばらつきはこの過程において補正される仕組みとなっているものでございます。市では、保健師等により、基本調査と特記事項の整合性等のチェックや、主治医意見書との突合を行い、要介護認定におけるばらつきを最小限にするよう、平準化に取り組んでいるところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 認定調査の平準化に取り組んでおられることは理解いたしましたが、要介護認定を受けられた調査対象者やその御家族におきましては、判定のばらつきを指摘される声を多数伺っております。そこで、平成26年度における要介護認定に対する不服申し立て件数と不服申し立て件数ゼロに取り組む本市の姿勢について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 保険者の行った介護認定に関して不服がある場合は、第三者機関として都道府県に設置される介護保険審査会に審査請求を行うこととなっております。平成26年度における東京都介護保険審査会への稲城市にかかわる審査請求件数はゼロ件でございます。要介護認定につきましては、先ほどお答えしましたとおり、ばらつきを最小限にするよう、今後とも平準化に取り組んでまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、どうもそういう認定調査が人によって相当違うという声を多数伺っているのですが、平成26年度については、実際にその不服申し立てまではしていらっしゃらないということを確認いたしました。

(2)、介護保険の認定調査を正確に実施するためには、調査員のスキルアップが不可欠です。本市の現状と今後の取り組みについて伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 認定調査に係る調査員及び職員につきましては、厚生労働省と東京都が開催する研修を受講するとともに、市におきましても、研修会を实

施し、能力の向上を図っているところでございます。また、保健師等の調査票のチェックによりばらつきを是正することや、判断に迷う事例については、共通理解が図られるよう指導するとともに、随時情報共有を行っております。今後におきましても、引き続き研修における能力向上等に取り組んでまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 厚生労働省と東京都と本市のそれぞれで研修会を開催し、受講されているという現状について御答弁いただきましたが、平成26年度の研修の具体的な内容、また人数、そして効果の認識について伺います。また、平成27年度の研修計画についても伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 平成26年度の研修の実施状況でございますが、東京都主催の認定調査員新規研修に事業所調査員6名が参加し、要介護認定調査に係る基本的な考え方と、認定調査項目の解説及び認定審査会における特記事項の活用方法について研修をしております。また、同じく東京都主催の認定調査員現任研修に市認定担当職員及び市の認定調査員の計6名が参加し、特記事項の記載方法と認定調査項目のポイントを動作確認の実演を含めて研修しております。また、厚生労働省主催の認定調査員能力向上研修会に市の認定調査担当職員2名を参加させ、基本調査の仕組みの理解や、誤解・偏りを生じやすい事例等について研修を受け、認定調査に関する指導者層の育成を図ってまいりました。一方、市主催の認定調査員研修会につきましては、市の認定調査員向けの研修会を3回開催し、参加者は延べ14名、また市内事業所認定調査員向けの研修会を2回開催し、参加者は28名でございました。研修の内容につきましては、誤解・偏りを生じやすい事例について研修し、その理解について共通認識を図ったところでございます。また、これらの研修により、調査員としての基本的な知識の習得が図られ、ばらつきが生じやすい事例の扱いについての理解を通して、資質の向上と認定の平準化を図る上での一助に効果があったものと認識しております。平成27年度におきましても、東京都と厚生労働省主催の研修会に参加するとともに、市におきましても、今年度と同規模の研修会の実施を予定しており、引き続き担当する市職員及び認定調査員の資質向上に取り組んでまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、介護保険の認定調査を正確に実施するために、調査の仕組みを工夫している自治体があると聞いております。本市の現状と今後の取り組みについて伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市では、要介護認定の平準化を図るための工夫として、介護認定調査の手引を作成し、調査票の特記事項の記載方法の統一化を図っております。また、調査項目中、異なった選択が生じやすい点について、判断の定義や留意点を認定調査票判断基準として定め、調査員全員で共有して調査に当たっているところでございます。今後におきましても、このような取り組みを積み重ねることにより、認定調査の平準化に取り組んでまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 調査対象者が調査日の天候や体調などにより心身の状態が大きく変化することを踏まえた上で、要介護認定調査で的確に把握することが必要であると考えます。そこで、2度目以降の認定調査においては、既に調査対象者のケアを行っておられるケアマネジャーからの日常の状態に関する情報提供を求めることにより、調査対象者の正確な認定調査が実施できると考えます。市の見解を伺います。

また、ある自治体では、前回の認定調査のデータを参考にしながら認定調査を実施しているようです。本市の認定調査にも生かすべきであると考えます。見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市では、認定調査に際して、可能な限り、御家族や施設職員など、調査対象者の日ごろの状態を把握している方に立ち会いを求め、必要に応じて聞き取りを行うなど、できるだけ正確な認定調査になるよう努めているところでございます。中にはケアマネジャーが立ち会うケースもあり、また御本人の状態把握に情報が不足している場合には、調査後にケアマネジャーに問い合わせ、ふだんの様子を伺うこともしているところでございます。認定更新の調査において前回のデータを参考にすべきとの御質問でございますが、認定調査は基本的に、調査当日に観察した状況と調査対象者・介護者からの聞き取りをした状況に基づき日ごろの状況を把握するものでございます。こうした方法により、公平かつ正確な認定調査となるように努めてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今回この質問をさせていただきましたのは、相当ばらつきがあるというのを私も実感しているからなのですが、その中で御答弁は全て現状についての考え方、実施についてのみのお答えで、今の行政サービスというのは常に改善していくという姿勢が大事だと思っているのですが、どうもそういうところが感じられない答弁ばかりでございましたので、もう少し突っ込んで再度質問いたします。ケアマネジャーへの聞き取りにつきましては実施することもあるとの御答弁でございましたが、私は調査対象者のふだんの様子を把握しているケアマネジャーへの聞き取りを義務づけるべきであると考えております。御所見を伺います。

また、私は88歳の妻の両親と同居しております。介護している妻に協力しておりますので、在宅介護における要介護認定の調査対象者と、介護する家族の大変さにつきましては人一倍実感しております。そこで、要介護認定調査員は、調査対象者と介護する家族の立場の視点で認定調査を行うべきであり、調査対象者の状態が最も重いときを把握して認定する姿勢が必要であると考えます。また、そのような姿勢で調査を行わなければ、在宅介護の困難さから施設入所の希望者がさらに増加することになりかねないと思いますし、介護する方が倒れてしまうという状況がさらにふえていくのではないかと考えます。今後も在宅介護を基本とする介護保険制度を継続するのであれば、介護を受ける方と介護する家族の側の視点で調査対象者の状態が最も重い状態を認定する姿勢が不可欠であると考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 認定調査に当たりましては、可能な限り、御家族や施設職員など、調査対象者の日ごろの状態を把握している方に立ち会いを求めております。このため、必ずしもケアマネジャーへの聞き取りの義務づけまでは必要とは考えておりません。また、認定調査は調査対象者御本人の心身の能力、介助の方法、行動等の有無といった状態像と、介護の手間・時間の判断を基準に基づいて行うものであるため、おのずと調査対象者と介護する家族の立場の視点も持って行われるものでございます。調査対象者の状態が最も重いつきを把握して認定する姿勢をとる御質問でございますが、制度上、日常の状況を把握するものとされており、最も重いつきを把握するものではございません。不安定な状況において調査を行うことも想定されるため、調査時の状況から重く変化し、介護サービスが不足するような場合においては、状況変更に伴う変更申請を行っていただくものでございます。市では、今後も公平かつ正確な認定となるよう努めてまいります。

また、制度的な提案もいただいたという認識をしております。認定の方法・あり方については、全国一律の方法で認定調査をしているという認識でございますが、御質問の趣旨を踏まえ、国との協議などがある場合においては、こういった御意見が地方にあるということについてもしっかりと伝えてまいりたいと考えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。

項目番号2、保育所の待機児童ゼロへの取り組みについて。

(1)、本市の保育所の待機児童における地域的な偏在について伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） 保育所の待機児童が多い地域としましては、矢野口・東長沼・大丸地域にある保育所の待機児童が特に多くなっている現状がございます。その要因といたしましては、駅に近くて便利であることや、乳幼児数が多い地域であることなどが考えられます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 直近の保育所別の待機児童数について伺います。また、平成28年度以降の保育所別の待機児童数の予測について伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） 保育所の申し込みについては、複数の保育所を希望できることから、入所できていない児童の第1希望での保育所別人数を見ますと、平成27年1月1日現在の状況は、第二保育園が42名、第三保育園が2名、第四保育園が8名、第五保育園が4名、第六保育園が36名、ひらお保育園が19名、松葉保育園が53名、向陽台保育園が13名、城山保育園が21名、もみの木保育園長峰が5名、若葉台バオバブ保育園が11名、もみの木保育園若葉台が11名、中島ゆうし保育園が72名となっております。また、平成27年度以降の保育所別の待機児童数の予測としては、平成27年4月に認可保育所を1園開設し、第二保育園も民営化で定員をふやすことにより、変化は見込まれますが、確実に待機児童数の解消が図られるものと考えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） （2）、市施行の土地区画整理事業地内の公園予定地などに仮設園舎を設置して、待機児童ゼロに取り組むべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） これまでも、保育所の整備など、待機児童解消を進めてきており、平成27年4月には城山保育園南山を新設し、本郷ゆうし保育園では第二保育園からの民営化で定員をふやすなど、待機児童解消に努めてきております。なお、市といたしましては、仮設園舎での認可保育所の設置は現時点では検討しておりません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 仮設園舎での認可保育所の設置は現時点では検討していないとの御答弁でございましたが、矢野口・東長沼・大丸地域の基盤整備状況や建物の建設状況などから、今後においても当分の間乳幼児数の多い状態が続くと考えられますので、空き店舗活用による認可保育所開設など、速やかに実現することが可能な保育所待機児童ゼロの取り組みを実行する必要があると考えます。再度御所見を伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） 御質問の趣旨を受けとめ、今後も引き続き市内の保育ニーズ等を適切に把握し、計画的にしっかりと待機児童解消に取り組んでまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） とにかく早急に手を打っていかないと、どんどん待機児童がふえていくということがまた起こり得ますので、ぜひよろしく願いいたします。

項目番号3、稲城第七小学校区の学童クラブの待機児童ゼロへの取り組みについて。

(1)、平成27年4月1日における待機児童の見込みについて伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） 稲城第七小学校の児童が入所を希望する学童クラブは、第二文化センター学童クラブ、学童クラブ子どもの森、学童クラブ矢野口こどもクラブの3施設となります。平成27年2月16日に実施した第一次審査時点では、3施設合計105人の定員に対して120人の入所希望があり、入所保留児童は15人でした。一方、市では、放課後の子供の安全で安心な居場所として、放課後子ども教室を整備・充実してきております。放課後子ども教室については、学童クラブ入所申請受け付けの際にも丁寧に御案内して周知を図っていることから、平成27年4月1日の状況として、放課後に居場所のない児童は実質的には解消されるものと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 放課後の子供の居場所に関する待機児童は解消する見込みであるとの御答弁でございました。勤務先の退社時間と通勤時間から判断できる保護者の帰宅時間が明らかに17時以降になる家庭の児童は、17時までの見守り事業

である放課後子ども教室の対象ではないと考えます。4月1日にそのような家庭の子どもたち全員が学童クラブに入所できるようになったと理解してよろしいのでしょうか、伺います。また、学童クラブの対象学年を6年生まで拡大することを評価するものでございますが、児童の精神状態や自宅周辺の環境などにより、何年生であっても学童クラブに入所する必要があると思われる児童が入所できるように定員を設定する必要があると考えます。市の見解を伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） 今回の平成27年度入所に向けた第一次審査の結果入れなかった方や、平成26年度に学童クラブに入れずに放課後子ども教室を利用している方からは、17時以降の見守りについてということも含めまして、学童クラブへ入所できないことへの問い合わせなどはほとんどございません。こうした現状から、御質問の17時以降の利用者が全て学童クラブに入所できている状況ではございませんが、市といたしましては、学童クラブの待機児童については実質的にはほぼ解消しているものと認識しているところでございます。また、特に配慮等が必要な児童として、1年生や障害等のある児童、またひとり親の御家庭等については、入所決定に係る指数を加点することにより、優先的に入所できるように配慮してきております。今後も、公平性の確保等に努めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今年度の入所基準につきましては、平成25年第2回定例会の一般質問で学童クラブの入所基準の見直しを要望したこともあり、見直しの内容をしっかりと確認させていただきましたが、保護者の勤務時間の見直し、出産基準の加点、学年別の調整指数の追加、生活状況指数の評価と、障害児家庭やひとり親家庭の調整指数の追加と調整など、きめ細かな見直しを高く評価するものでございます。御答弁いただきましたとおり、さらなる公平公正な学童クラブの入所に努めていただきたいと思っております。

(2)、現在2度目の増築を行っている第七小学校の学童クラブにおいては、今後も待機児童の発生が懸念されますので、校舎内に学童クラブを増設するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） 稲城第七小学校内の学童クラブ設置につきましては、平成24年度に行った校舎増築の検討の中で、稲城第七小学校の児童が利用できる学童クラブとして、第二文化センター学童クラブ・学童クラブ矢野口こどもクラブが既に運営してきており、さらに平成25年度には学童クラブ子どもの森が開設される予定であったことから、学校内に学童クラブの設置はしないとの方向で一定の整理をしております。市といたしましては、平成27年度より放課後子ども教室で6年生までの受け入れもする予定であることから、稲城第七小学校内への学童クラブの設置は考えておりません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平成25年度の学童クラブ子どもの森の開設により、第七小学校区の学童クラブの入所待機児童の当面の解消が図られると期待しており

ましたが、本市が子育てしやすい自治体であるとの評判が乳幼児を養育している家庭に広まっていることから、周辺自治体からの転入が続いているようでございますし、本市への転居を希望されている近隣自治体の多数の御家庭の声を伝え聞いておりますので、まだまだこの傾向は続くのではないかと思います。

さて、平成27年度からは、放課後子ども教室で6年生まで受け入れをするので、学童クラブの待機児童が発生しないとの本市の見解を伺いましたが、平成27年度以降の5年間の稲城第七小学校の児童数の推計と、その推計をもとに予測できる学童クラブ入所希望児童数と待機児童数についての認識を伺います。また、認可保育所や認証保育所、認定こども園、幼稚園などの協力を得て、保護者が17時以降に帰宅する家庭数を調査した上で、今後の学童クラブの定員や増設などの検討を行うべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） 稲城第七小学校の児童数推計においては、今後5年間は増加傾向であるため、学童クラブの入所希望者もふえる可能性はあると認識しております。学童クラブの増設等につきましては、まず放課後の児童の居場所についての基本的な市の考え方として、専用施設の整備が必要な学童クラブの拡充は物理的に困難であると状況判断した中で、より緩やかな見守りである放課後子ども教室を実施することにより、児童館も含めて、全ての児童の放課後の居場所を確保していくこととして、放課後子ども教室のさらなる充実も図っていく予定としております。したがって、こうした考えのもとで、現時点では学童クラブの増設等については考えておりません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御答弁にありました放課後子ども教室につきましては、福祉文教委員会の特定所管事務調査で、平成23年度と平成24年度の2年間にわたり、先進自治体を調査して、委員全員の総意として、放課後子ども教室の導入を本市に要望しましたところ、高橋市長におかれましては、平成26年度に1年生から3年生までの試行実施の後、平成27年度からの全学年の本格実施に取り組まれるということでございます。放課後子ども教室を利用している保護者の喜びの声を数知れず聞いておりますし、市議会公明党といたしましては、市長の英断に対しましてもろ手を挙げて賛同するものでございます。放課後子ども教室開設の効果により、大半の学童クラブにおきましては待機児童が発生していないようでありますが、第七小学校区においては、第一次審査の結果、15名もの入所保留児童が出ております。第二次審査の締め切りが3月10日でございますので、入所決定した御家庭と連絡をとっていただき、17時以降の利用者全員が入所できるように取り組んでいただきたいと思っております。

また、御答弁されました放課後子ども教室のさらなる充実の一つとして、第七小学校のみ試行的に、期間限定でもよいので、18時までの延長を検討するべきであると考えますが、通告の内容から外れますので、答弁は求めません。

ところで、学童クラブの定員は児童数に応じて決定するべきものであると考えます。児童数がふえれば定員をふやすべきでありますし、児童数が減れば定員を減らすべきであると考えます。そうすることで、人件費の際限のない増加といった懸念は払拭さ

れるのではないのでしょうか。

さて、学童クラブの入所希望者がふえる可能性を認識しながらも、現時点では学童クラブの増設等を検討するつもりはないとの御答弁でございましたが、そのような姿勢でよろしいのでしょうか。第七小学校の校舎内への設置が不可能ならば、空き店舗の活用を検討するなど、児童数の変化を見越して協議・検討するべきであると考えます。再度御所見を伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） ここまで御答弁させていただいたことの繰り返しになるかと思いますが、稲城市としましては、基本的に学童クラブ、放課後子ども教室、児童館ということで、放課後の子供たちの居場所をほぼ100%完備したということございまして、さきにお答えした基本的な考え方の中で、現時点で学童クラブの増設等については考えておりません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 項目番号4、公共施設における無料の公衆無線LANスポットサービスについて伺います。市役所や文化センターなどの公共施設に無料の公衆無線LANを設置することにより、市民サービスの強化と公共施設への訪問者の増加に取り組むべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 企画部長（福島英朗君） 無料の公衆無線LANの設置につきましては、市民サービスの向上、公共施設への訪問者増加といった効果もさることながら、観光振興の観点などからも効果があると見込まれます。今後につきましては、本議会に提案しております補正予算の中の稲城市人口ビジョン及び総合戦略を策定していく中で検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今後つくられる観光発信拠点というところには当然つけられるものだと思うのですが、通常の公共施設にもつけていただくと、多くの市民の方に寄っていただいて、そういうときにさまざまな展示も公共施設では行っておりますので、そういう参観者もふえると思ひまして提案させていただきます。

稲城市人口ビジョン及び総合戦略策定の中で検討されるということでございますが、具体的な今後のスケジュールについて伺います。

○ 企画部長（福島英朗君） 具体的な今後のスケジュールでございますけれども、稲城市の人口ビジョン及び総合戦略といいますものは、さまざまな年齢層の市民の方たちを初め、産・学・金・労等の関係者の意見を広く聞いて、平成27年度中に策定することとなっております。この総合戦略の一つの施策として位置づけることになるならば、平成27年度から平成31年度までの5年間が対象期間ということになりますので、こういった中で検討していくということでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平成27年度から平成31年度の中でということでございますが、早期の検討を期待しております。

項目番号5、通学路や生活道路におけるゾーン30規制による交通安全対策強化について伺います。小中学校の通学路や主として地域住民の日常生活に利用される道路で、自動車の通行よりも歩行者・自転車の安全確保が優先されるべき生活道路においては、交通安全の強化策として実施する区域（ゾーン）を指定して最高速度を時速30キロメートルに規制するゾーン30を積極的に導入するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） ゾーン30につきましては、幹線道路などに囲まれた生活道路において、区域を定めて時速30キロの速度規制を実施するなど、生活道路の歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通対策の一つでございます。いわゆる抜け道となっている道路のように、通り抜け車両の多い区域での設置が望ましいと考えております。既に百村の豎台地区では、南多摩尾根幹線の交通渋滞時に通過車両がスピードを上げて通行することから、ゾーン30の導入に向けて、地元の方々への説明や多摩中央警察署との協議を終え、手続を進めているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御答弁にありました豎台地区は、まさに抜け道として、スピードを上げて通行している通過車両を多数見かける生活道路でありますので、ゾーン30の導入は当然であり、担当部署に提案してきた者として、本市の迅速な対応を評価するものであります。ただし、本市内における幹線道路に囲まれたいわゆる抜け道となっている生活道路や通学路はほかにも見受けられます。例えば、よみうりランドやスーパーアメリカなどに向かう車両によりよみうりランド通りが渋滞したときには、弁天通りやその周辺的生活道路や通学路が抜け道となり、通過車両がスピードを上げて通行しています。また、矢野口の南多摩尾根幹線が混み合ってきますと、本郷根方通りや三中通りを猛スピードで通行する車両が多数発生します。このような生活道路や通学路においても、ゾーン30の導入に向けた検討を行うべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 通り抜け車両の多い区域の対策として、ゾーン30の設置は望ましいと考えておりますので、御質問にありましたような区域につきましても、現状やその効果を調査し、交通管理者であります多摩中央警察署と協議してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御答弁のとおり、調査の上、多摩中央警察署との協議をお願いいたします。

項目番号6、市役所前の南多摩尾根幹線における電線類の地中化について伺います。災害発生時には災害対策本部となる市役所に面している南多摩尾根幹線の吉方公園南交差点から稲城一中南交差点間における電線類の地中化を実施するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 東京都では、東京都無電柱化推進計画に基づき、震災対策上重要な位置づけにある緊急輸送道路や利用者の多い主要駅周辺などで無電柱化を進めております。南多摩尾根幹線につきましては、自治体庁舎や警察署、消防署、医療機関等の主要な防災拠点と、第一次緊急輸送道路を連絡する第二次緊急輸送道路に指定されております。現在、東京都では、第一次緊急輸送道路を優先的に整備していることから、本区間の無電柱化については実施する予定はないと聞いております。市といたしましては、本区間は災害時の拠点となる市役所や消防署が位置しており、防災機能の強化を図る上で特に重要な路線と考えておりますので、引き続き東京都に対し、整備の要望を行ってまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 本市内の南多摩尾根幹線の中で、市役所と消防署に面している付近のみが無電柱化されておられませんし、平成27年度中に稲城長峰スポーツ広場の敷地内に建設予定の防災倉庫との連携のためにも、本市の生命線とも言える南多摩尾根幹線の全線無電柱化を東京都に検討してもらえるように、あらゆるチャネルを活用して働きかけるべきであると考えます。これまでの具体的な要望状況と、今後の要望の工夫について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） これまで、電線類の地中化につきましては、東京都市長会などを通じ、事業促進の要望をしております。また、具体的な路線については、個別に東京都と協議しておりますが、さきにお答えしたとおり、南多摩尾根幹線での電線類の地中化の早期実施は難しい状況でございます。しかしながら、南多摩尾根幹線につきましては、長峰の防災倉庫との連携のみならず、災害発生時の活動拠点となる総合体育館や中央公園総合グラウンド、日本医科大学多摩永山病院など災害拠点病院を結ぶ重要な幹線道路でございます。このため、東京都としても、防災機能の強化を図るため、南多摩尾根幹線の整備促進を図ることとしております。今後につきましては、これらの整備と一体的に電線類の地中化が実現されるように、東京都に要望してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 早期の実現に向けて、要望活動を継続してください。よろしく願いいたします。

項目番号7、小中学校における防犯訓練の実施について伺います。小中学校内への侵入犯罪や通学路における犯罪などを具体的に想定して、不審者の発見・通報、校内の情報伝達、児童・生徒などの避難誘導や所在・安全の確認、通学路における犯罪予防・対応などについてシミュレーションを行い、児童・生徒、教職員、地域住民と警察関係者などによる防犯訓練を実施するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 稲城市の小中学校におきましては、不審者対応マニュアル・災害時危険対応マニュアルなどを作成し、研修などを実施することにより、学校管理下の緊急時対応体制について、教職員の共通理解を図っております。さらに、児童・生徒及び教職員が参加する不審者対策のための避難訓練を実施してお

ります。これらの研修や訓練には、警察などの専門機関を講師として招聘する場合もございます。

○ 17番(大久保もりひさ君) 現状の対応について御答弁をいただきました。私は、平成15年の初当選以来訴えてきました通学路の安全対策としての街頭防犯カメラの設置が、東京都の補助金を受けることにより実現するところまで来ているのですから、学校内における防犯訓練と通学路における防犯訓練を児童・生徒、教職員、地域住民と警察関係などが協力し合って実施するべきであるとの趣旨で質問いたしました。特に小学校においては、地域安全マップづくりが定着して、犯罪が起きやすい場所や道路・公園などにおけるトンネル構造の危険性などの知識を習得しておりますので、そのような危険な場所における実践的な防犯訓練を実施することは、子供たちの安全を守るために大変有効であると考えます。再度御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長(杉本真紀子君) 地域と連携した防犯訓練は、児童・生徒の防犯意識と防犯に関する地域と学校との連携を一層図るために効果的であると考えますが、実施時期や実施内容について、学校と地域団体との相談や調整が必要でございます。このような課題があることを踏まえた上で、安全教育の一つの方法として、今後研究してまいります。

○ 17番(大久保もりひさ君) 小中学生の通学時に頼りになるのは地域住民でございますので、その視点を忘れることなく、より実践的な防犯訓練に取り組んでいただきたいと思えます。

項目番号8、小中学校の特別支援教育のさらなる拡充について。

(1)、小中学校の特別支援教育の取り組みについて、市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長(杉本真紀子君) 本市の全ての小中学校におきまして、教員の中から選任される特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援教育校内委員会が組織され、特別支援教育を推進しております。各学校では、個別指導計画を作成し、教育委員会とも連携しながら、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育活動や支援を行っているところでございます。また、市内の小学校3校、中学校1校にいわゆる固定型の特別支援学級が、小学校1校、中学校1校に通級による指導を行う学級があり、特別な教育的支援が必要な児童・生徒の教育を行っております。

○ 17番(大久保もりひさ君) 本市における特別支援教育の取り組みの現状について御答弁いただきましたが、私は、いわゆる固定型の特別支援学級は各小中学校区内の小学校と中学校に各1校設置するのが理想的であると考えますが、特別支援学級の偏在と通学の利便性から、少なくとも若葉台小学校と稲城第六中学校への設置について早急に検討するべきであると考えます。市の見解を伺います。

また、固定型の特別支援学級は、平成27年度からは知的障害学級のみになってしまっていますが、情緒障害学級につきましては、常に児童・生徒の障害適性を調査すること

により、開設することができる準備を整えておくべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 特別支援学級の設置につきましては、稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針に基づき、就学相談等の状況に応じて進めてまいります。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 情緒障害児童・生徒を対象とした特別支援教育につきましては、今後のインクルーシブ教育に関する国や東京都の動向を踏まえ、特別支援教育推進に向けた方策を検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、小中学校における特別支援教育体制の現状と課題について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 稲城市の全ての小中学校におきまして、教育上特別の配慮を必要とする児童・生徒には、個別の教育支援計画や個別指導計画に基づき、組織的・計画的な指導及び支援を行っているところでございます。課題につきましては、関係機関とのより緊密な連携による支援体制を構築していくことと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 関係機関との緊密な連携による支援体制構築が課題であるとの御答弁でございましたが、教育センターや教育相談所、稲城市発達支援センターなどの関係機関との連携の現状について、平成26年度の具体的な実績を伺います。また、平成27年度における特別支援教育体制強化のための具体的な取り組みについても伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 平成26年度の関係機関との連携の現状につきましては、平成27年2月末現在での実績といたしまして、教育センターが対応した児童・生徒にかかわる相談のうち、発達にかかわる相談件数は28件、就学相談の件数は86件、就学支援委員会の開催は13回でございます。また、発達支援センターが対応した児童・生徒にかかわる相談件数は30件でございます。平成27年度における特別支援教育体制強化のための取り組みにつきましては、学校と稲城市教育センターの特別支援教育相談室及び教育相談室等、関係機関との一層の連携による就学相談の充実、また特別支援教育に関する教員及び特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会の充実などを図ってまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、小中学校の知的障害学級の現状と課題について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 現在、小学校の知的障害児童を対象とした特別支援学級は、稲城第三小学校、長峰小学校及び平尾小学校の3校に設置されております。中学校の知的障害生徒を対象とした特別支援学級は、稲城第一中学校1校に設置されております。各学級では、小中学校の学習指導要領を基本としながらも、必要に応じて特別支援学校の学習指導要領を参考にして編成した教育課程に基づき、学習指導や生活指導、また学校行事などを行っております。課題といたしましては、一人一人の障害や特性に応じた教育をより充実させるための教材の研究や指導方法の工夫・向上が挙げられると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 教材研究や指導方法の工夫と向上が課題であるとの御答弁でございましたが、現在、知的障害学級に通っている児童・生徒の中には情緒面の障害を持つ子供たちが散見されますので、より小単位のクラス編制や個別指導にも取り組むべきであると考えます。市の見解を伺います。

また、本年4月には、稲城第五中学校に固定型の知的障害学級が開設されると聞いております。生徒数、教員数、学年・クラス数、授業内容などについて具体的に伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 特別支援学級に在籍の児童・生徒にはそれぞれの特性がありますので、現在も一人一人の教育的ニーズに対応した指導・支援を行っております。今後も、在籍児童・生徒の現状を十分踏まえ、指導方法や指導体制を工夫してまいります。

また、平成27年度開設予定の稲城第五中学校知的障害学級の規模につきましては、現在のところ、在籍生徒数は第1学年に4名、1学級となり、教員数は東京都の教員配置基準に基づき2名となる予定でございます。授業内容につきましては、学級の実態や生徒の障害の程度などを考慮の上、必要に応じて特別支援学校の教育内容を参考にしながら、個別指導計画に基づき、小集団の中で個に応じた自立活動の指導を中心に教科指導などを行います。

○ 17番（大久保もりひさ君） (4)、小中学校の言語障害・自閉症・情緒障害学級の現状と課題について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 言語障害児童を対象とした学級は、向陽台小学校に言語障害児童対象の通級指導学級がございます。市内の各小学校のうち、必要な児童が週に1回向陽台小学校に通い、個別指導を受けております。自閉症・情緒障害生徒を対象とした特別支援学級は、稲城第一中学校にございまして、現在第3学年の生徒が2名学んでおります。課題といたしましては、関係機関とのより緊密な連携をとっていくこと、またより効果的な指導方法の工夫が挙げられると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御答弁には稲城第五中学校における自閉症・情緒障害の中学生を対象とした特別支援学級の現状と課題が抜けておりましたので、追加答弁をお願いいたします。

そして、改めて再質問いたします。稲城第一中学校の6組の3年生が卒業しますと、自閉症・情緒障害の中学生を対象とした固定型の特別支援学級がなくなってしまいますが、今後対象となる生徒が2名以上希望されたときの対応について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 情緒障害児童・生徒を対象とした通級指導学級は、向陽台小学校及び稲城第五中学校に設置されており、必要な児童・生徒が週1回設置校に通い、個別指導を受けております。

また、今後の情緒障害の生徒を対象とした特別支援教育につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、今後のインクルーシブ教育に関する国や東京都の動向を踏まえ、研究してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (5)、小中学校における校内通級の取り組みについて、市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画におきましては、これまでの通級指導学級による指導を全ての小学校で展開するよう、平成28年度から順次、各小学校への特別支援教室設置を行っていく計画が示されております。本市におきましても、本実施計画に基づき、小学校における特別支援教室の設置に向けた準備について検討しているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 以前より要望してきました小学校内での通級指導学級の設置が平成28年度から順次進められる方針を伺いまして、大変うれしく思います。現在検討されている小学校内の通級指導学級の制度について、具体的に説明願います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 東京都が東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画において示した計画は、平成28年度から都内の公立小学校に順次特別支援教室を設置し、拠点校から教員が各小学校を巡回し、個別指導を必要とする児童の在籍校において指導を行う制度を整えるというものでございます。稲城市におきましては、本実施計画と本市の現状を踏まえ、実施方法を検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 本市の特別支援教育を大きく前進させるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

項目番号9、路上喫煙や歩行喫煙の削減についてでございます。

(1)、路上喫煙や歩行喫煙によるたばこのポイ捨ての現状とこれまでの対策について伺います。

○ 市民部長（鈴木秀治君） 本市では、稲城市まちをきれいにする市民条例の中で、たばこのポイ捨て禁止を規定しておりますが、一部のモラルの低い人たちにより、たばこのポイ捨てが後を絶たない状況でございます。その対策として、稲城市まちをきれいにする市民協議会の方々が中心となり、ポイ捨て禁止及び路上喫煙自粛を呼びかける横断幕の掲出、ポイ捨て禁止を促す路面シートの設置、市内各所への看板の掲出、各種イベントの際に啓発活動に努めているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、ペアリーロードの沿道の住民の皆様とともに、日常的に道路の清掃活動を行っておりますが、一番目立つごみがたばこの吸い殻であります。御答弁にありましたたばこのポイ捨て禁止の看板を駅周辺などで見かけますが、ペアリーロードや市役所通りなどの歩行者の通行が多い生活道路と信号待ち時間の長い大きな交差点にたばこのポイ捨て禁止の看板を設置することにより、モラルの低い人たちの啓発を行うべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 市民部長（鈴木秀治君） たばこのポイ捨て禁止看板につきましては、掲示場所の状況を考慮し、施設管理者と協議の上、設置しております。今後は、御提案の箇所への設置も検討し、たばこのポイ捨て禁止の意識啓発を行ってまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、たばこのポイ捨て対策や、歩きたばこの火が子供たちに危険を及ぼすことを防止するために、駅周辺に喫煙場所を設ける方法が考えられます。現状の取り組みについて伺います。

○ 市民部長（鈴木秀治君） 歩きたばこにつきましては、たばこの火の温度が700度～800度と非常に高温であり、人混みでのやけどを誘発するなど、大変危険な行為であることは認識しております。たばこのポイ捨てや歩きたばこ対策のために、喫煙場所を設ける方法も考えられますが、健康増進法第25条で受動喫煙が防止されていることや、厚生労働省の通知文では、鉄道の駅、バスターミナルなどの多くの人が利用する公共的な空間において、受動喫煙防止対策として、原則として全面禁煙であるべきとの方向性が示されております。多くの市民の皆さんが利用する駅近くでの屋外の喫煙場所につきましては、受動喫煙が避けられないこともあり、現在、設置しておりません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御答弁の趣旨は理解するものでございますが、駅前には店舗前に灰皿を設置しているコンビニエンスストアが多く、受動喫煙が避けられない状態になっておりますので、本市がルールを決めて、受動喫煙が少なくなるようなしつらえの喫煙場所を設けるべきであると考えます。再度御所見を伺います。

○ 市民部長（鈴木秀治君） 駅前のコンビニエンスストアの喫煙所からの煙について、市民の方から苦情をいただいております。受動喫煙が避けられない状況となっていることは認識しております。一方で、繰り返しの答弁となりますが、多くの人々が利用する公共的な空間につきましては、全面禁煙の方向性が示されており、受動喫煙が少なくなるようなしつらえの喫煙場所の設置は困難であると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） （3）、稲城長沼駅南口や稲城駅北口周辺などに試験的に空気清浄機能を備えた喫煙場所を設置するべきであると考えますが、設置に伴う課題について伺います。

○ 市民部長（鈴木秀治君） 鉄道駅周辺などに喫煙場所を試験的に設置することにつきましても、さきにお答えしたとおり、健康増進法や厚生労働省の通知文により、受動喫煙防止対策として、原則として全面禁煙であるべきとの方向性が示されており、喫煙場所の設置は困難であると考えています。

○ 17番（大久保もりひさ君） 駅周辺は全面禁煙が原則であることにつきましては理解するものでございますが、駅前に空気清浄機能を備えた喫煙ブースを設置することにより、きちんと分煙し、受動喫煙を防ぐ取り組みにつきましては、喫煙する人とたばこの煙が苦手な人の両方に理解されると思います。また、歩きたばこやたばこのポイ捨てを抑制するためにも役立つと考えます。

ところで、駅周辺を部分的に路上喫煙禁止とするかわりに、駅前に複数の喫煙場所を設置して分煙を図っている兵庫県明石市のような自治体があります。御答弁された駅前は原則として全面禁煙であるべきとの趣旨とは少し違いますが、分煙による対策をしている自治体を調査することにより、その効果を検証した上で、本市におきましても駅前に試験的に空気清浄機能を備えた喫煙ブースを設置するべきであると考えます。再度御所見を伺います。

○ 市民部長（鈴木秀治君） 御質問の明石市の路上喫煙に対する施策につきましては、その効果について検証し、まちをきれいにする市民協議会に情報提供をして議論してまいりたいと考えております。繰り返しの答弁となりますが、多くの人々が利用する公共的な空間につきましては、全面禁煙の方向性が示されており、喫煙場所の設置は困難であると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） （4）、小中学校行事の際に、学校の敷地に隣接する路上における喫煙が問題になっております。近隣住民に迷惑をかけないように、喫煙場所を設けるべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 教育委員会としましては、健康増進法第25条の趣旨を踏まえ、教育委員会通知により、平成15年7月1日から学校敷地内を全面禁煙としておりますので、学校行事においても喫煙場所の設置は考えておりません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 学校敷地内は全面禁煙であることは保護者や地域住民によく知られておりますので、小中学校行事の際に校内で喫煙する人を見かけることはほとんどなくなりましたが、喫煙を我慢することができない方々は、校門の外で集まって喫煙されることが多く、学校周辺の住民から、洗濯物にたばこのにおいがつくとか、学校周辺の道路を通行する際に受動喫煙の害があるとか、みっともないなどの苦情を聞いております。小中学校の行事を参観している人たちが学校周辺で喫煙しておりますので、教育委員会の責任においてきちんと対応するべきであると考えます。具体的で実効性の高い今後の対策について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） これまで学校では、行事ごとのお知らせによる事前周知や、当日のPTAの声かけなどにより、来校者に対して、近隣の迷惑とならないよう学校敷地外においても禁煙の協力をお願いしてきたところでございます。今後も引き続き、PTAや父親の会などの協力をいただきながら、喫煙者に対しては、行事ごとに強く禁煙の協力を求めてまいりたいと考えております。また、生涯学習だより「ひろば」による周知についても検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 学校の現場で、教職員の方とか、既に父親の会の方々も特に三中などを見ていると、相当周りで声をかけてくださっていて、そういうものをなくそうとされているのですが、現場だけの対応でお願いしていますと、トラブルになりかねないというおそれもございます。喫煙される方の権利もございまして、「ではどうすればいいのか」と言われたときに、「おうちに帰ってください」と指導するのかどうかという問題があります。また、「お昼休みまで我慢してください」と言うのか、言い方にも問題がありますので、その基本的なスタンスというものを教育委員会で決めていただいて、今「ひろば」ということで検討されているということでしたので、そこできちんと稲城市教育委員会の考え方を打ち出していただければ、現場での対応ももっとスムーズにいくかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(5)、今後の路上喫煙や歩行喫煙の対策について、市の見解を伺います。

○ 市民部長（鈴木秀治君） まちをきれいにする市民協議会におきまして、平成26年4月8日より、路上喫煙・歩行喫煙のあり方について、毎回の会議の中で議題としております。その会議の中では、駅周辺など、部分的に路上喫煙を禁止してはいかかがか、吸ってもいい場所をつくる必要がある、駅前コンビニでの灰皿設置に対するクレームがあるなどのさまざまな御意見をいただいているところでございます。また、路上喫煙禁止地区を設けている他市の状況などについて情報提供を行っており、今後も路上喫煙・歩行喫煙対策について議論を深めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） まちをきれいにする市民協議会の方々が熱心に取り組んでおられることはよく存じ上げておりますし、その御努力に感謝しております。原理原則にとらわれずに具体的な議論をしていただいて、路上喫煙や歩行喫煙による

迷惑行為に対して実効性の高い取り組みの早期実施を期待するものでありますが、具体的な今後のスケジュールについて伺います。

○ 市民部長（鈴木秀治君） 本年度のまちをきれいにする市民協議会におきまして、歩行喫煙・路上喫煙のあり方についての議論を4回重ねております。その中でも、この件について一定の時間をかけて検討したほうがいいのではないかと御意見もいただいております。今後とも、本協議会において、この問題を毎回の議題とし、具体的なことも含め、議論を深めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） まちをきれいにする市民協議会の方々にはこれからも大変お世話になりますが、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。